

近江八幡市におけるSDGs達成に向けた取組詳細(目標1)

No	事業名	【事業開始年月～事業終期年月】			SDGs該当目標	事業目標(指標)	事業概要
		過去	現在 H29 年度	未来			
1	近江八幡市第1次総合計画策定事業 【平成29年4月～次期改定まで】		★	★		<p>生活環境・都市基盤・教育・文化・産業・経済・健康福祉・人権・総務など、市の最上位計画として各分野の方針や基本計画を明確にする。加えて、SDGsの17の目標も視野にグローバルな観点をも取り入れたユニークな計画とする。</p> <p>本事業は「基本構想」と「基本計画」から構成し、「基本構想」は、地方自治法に基づき定められる近江八幡市のまちづくりに関する基本的な考え方と、まちづくりの進め方の基本方向を提示する。</p> <p>「基本計画」は、基本構想を受けて具体的に市政の施策方針を明らかにする実行計画とする。</p> <p>なお、各分野ごとに計画年次等や個別の目標(数値等)を設定し、各目標年次までに事業・業務実施を行うものとする。KPIについても各分野ごとで異なるが、総合的な事業&施策評価のシステムの構築を目標とする。</p>	<p>今日の少子高齢化による地域課題の顕在化や、東日本大震災をはじめ近年の自然災害の大規模化・多様化など、社会情勢がめまぐるしく変化していることはもとより、他市町の総合計画策定状況や、当市まちづくりの更なる向上と進展を目指す中で、新たな「(第1次)近江八幡市総合計画」を策定する。</p> <p>策定にあたっては、以下の基本的な視点により取組む。</p> <p>①「新市基本計画」の遺伝子を受け継ぎ、個別計画との整合を図り、事業・業務の補強をしながら市の最上位計画の策定を行う。</p> <p>②福祉、教育、農業など各個別計画との整合性を重視しながら策定を行う。(都市計画マスタープラン、農村振興基本計画、地域福祉計画、財政計画、人口ビジョン、各まちづくり構想等)</p> <p>③計画のビジョンを市民へ提案(ワークショップや学区別説明会、フォーラムなど)することにより、官民一体的な構想とする。</p> <p>④長期期間(10年間)における市の「基本構想」と「基本計画」を定めることにより、住民が安全で安心して生活でき、「このまちに住んでよかった」と思える住民満足度の向上を図るとともに、自治体の経営戦略としての総合計画の策定を行う。</p>
34	生活困窮者支援を含めた総合相談・支援の充実 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>①生活困窮者支援を含む新たな総合相談窓口のわかりやすい周知</p> <p>②福祉分野の相談にかかる庁内の連携強化と職員の能力向上</p> <p>③庁内外の関係機関との連携による生活困窮者支援の実施</p> <p>④福祉部局と労政部局の連携による就労支援の実施</p>	<p>新たに始まった生活困窮者支援の窓口と、多様化、複合化する生活課題や様々なニーズに対応し市民にわかりやすい相談窓口として整備した総合相談窓口を一本化し整備した新たな総合相談窓口の機能強化を図る。また、相談だけでなく、支援の受け皿整備も含め幅広い対策を講じる。なお、多様化、複合化する問題に対処するために、庁内各課をはじめ関係機関との連携・協力のもと取組を行う。</p>
39	誰もが気軽に集える居場所の充実 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>①生活困窮などの世帯の子どもに対する学習機会や居場所の提供</p> <p>②介護予防体操の実施支援を通じた地域住民の居場所づくりの促進</p> <p>③ふれあいサロンやワンコインカフェ、こども食堂などの取り組みに対する社会福祉協議会との連携による支援</p> <p>④総合福祉センターや市民共生センター、コミュニティセンターや自治会館等の誰もが気軽に集える居場所としての活動促進</p>	<p>地域の中でお互いがつながり、いきいきと暮らしていくことができるように、特に高齢者や障がい児者、支援が必要な家庭の子どもたち、介護者など、地域の中で孤立しがちな人が集える居場所づくりを進める。この際、参加した人たちがそれぞれに役割を持って活躍できる場になるよう工夫する。また、総合福祉センターや市民共生センター、各コミュニティセンターなどの公共施設について、居場所としての積極的な利用を図る。</p>
47	ニーズの把握と課題の集約・分析・対応 【平成29年4月～平成34年3月】		★	★		<p>①高齢者の実態把握調査等の実施による地域課題の把握と取組の推進</p> <p>②地域ケア会議による地域課題の抽出や資源の開発等</p> <p>③分野横断的に対処が必要な課題等の集約と対策の検討、関係機関への働きかけ</p>	<p>障がい児者や高齢者、子どもの支援に関し、地域の中で孤立した人や何らかの支援を必要とする人を見落とすことがないよう、地域住民や事業所などの専門的な機関との連携により、地域の福祉課題やニーズをきめ細やかに把握し、早期に適切な支援につなげる取り組みを実施している。</p> <p>この中で、各分野に共通する課題や各分野の制度の中では対処が困難な課題について、福祉部局を中心に庁内関係課との協働により、その対応について検討していく。</p>